

会社分割による水産加工業者の事業統合

(地域経済活性化支援機構)

【概要】

実質債務超過に陥っていた地元の企業に対して、地域経済活性化支援機構が中立的な立場から、再生支援を実施。融資や出資を活用し、グループ会社を統合。地元一次産業の活性化の観点から、民間事業者の再生支援を実施。

背景と経緯

今回支援対象となった(株)ダイマル、(株)ディメール、丸竹八戸水産(株)は、青森県八戸市においてしめ鯖を中心とした水産加工事業を営み、八戸市のしめ鯖生産量の約11%を生産し、地元で約130名の雇用も担っている。

(株)ディメールの製品は、農商工連携促進法第一号認定や農林水産大臣賞を受ける等、地元食材を利用した優れた加工技術を有している。

支援対象3社は、事業面において、流通市場の変化への対応の遅れや東日本大震災による工場の半壊により売上が低迷し、量の確保できる低採算・不採算取引の維持・拡大や生産性向上・リストラ等の不徹底により、収益も悪化していた。また、財務面において、過剰投資や慢性的赤字により、収益力に比して過大な有利子負債を抱えている状況であった。

こうした中、この3社は経営陣が親族関係にあり、その事業の共通性から、従前より事業統合による経営改善を協議していたことから、主力行及びスポンサーと、機構への支援申込を行うに至った。

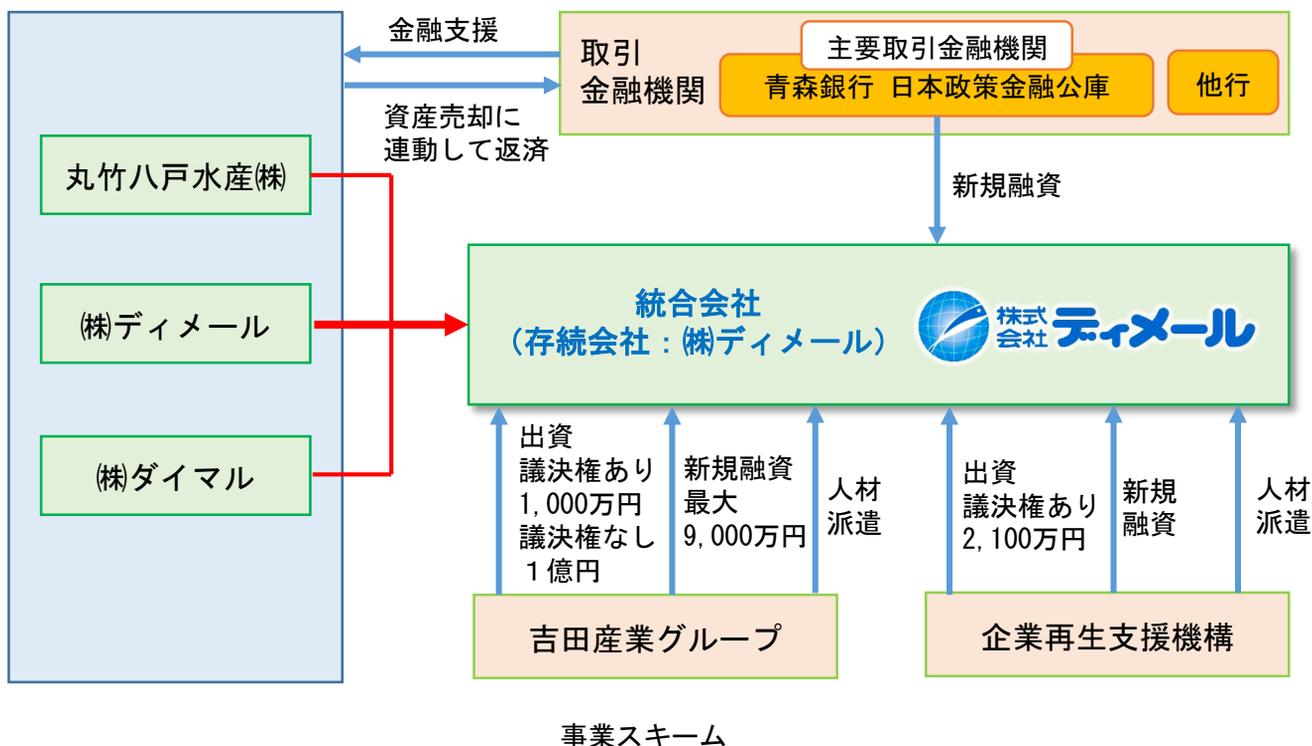
機構は、支援対象3社は地元にとって有用な経営資源を有しており、地元経済への影響、地元一次産業の活性化の観点から、機構が再生支援を行う意義が大きいと判断した。

具体的な取組

機構は、支援対象事業者らを支援する地元企業と関係金融機関の利害調整を公正・中立的な立場から行い、2,100万円の出資、最大1億円の融資、経営人材の派遣を実施した。

対象債権約34億円のうち、承継可能な負債を統合会社(株)ディメールに移し、(株)ディメールの非継続保有債務については、(株)ダイマルに免責的債務引受を行い、非存続会社の2社は特別清算を申立て、清算した。

機構では存続会社の事業再生を進め、保有株式を支援企業に譲渡した。



取組の成果

本取組の中で、当事者のみでは調整が困難であった利害関係者（地元企業及び関係金融機関）間の調整を公正・中立的な立場から機構が行った。

支援対象3社は地元にとって有用な経営資源を有しており、地元経済への影響、地元一次産業の活性化の観点から、対象事業者らの再生を支援した意義は大きい。

今後の課題

引き続き、個別の企業支援を行うことで、株式会社地域経済活性化支援機構法に規定された機構の目的に基づいて、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る取組を進めていくことが、機構の課題である。



Point | 支援実施のポイント／横展開にあたっての示唆

支援実施のポイント① 中立的な機関による再生スキームの提案

支援実施のポイント② 地域産業の活性化、成長を意図した再生

支援実施のポイント③ 地元の支援企業との連携した再生